

衆議院赤坂議員宿舎整備等事業入札説明書 変更表

箇所	変更前	変更後
P21 5.(3)土地の使用等	<p>本事業の敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。</p> <p>建設期間中は、上記の行政財産について、事業者は衆議院と締結する使用貸借契約により、無償で使用できるものとする（事業者は、使用貸借権を有するが、地上権の設定・登記はできない。）。</p> <p>(以下略)</p>	<p>本事業の敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。</p> <p>現赤坂議員宿舎の解体・撤去期間中は、上記の行政財産について、事業者は衆議院と締結する使用貸借契約により、無償で使用できるものとする（事業者は、使用貸借権を有するが、地上権の設定・登記はできない。）。</p> <p>(以下略)</p>

衆議院赤坂議員宿舎整備等事業業務要求水準書 変更表

箇所	変更前	変更後
P38 5.7 医療サービス提供業務	<p>(業務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常備薬の管理 <p>(業務内容の詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常備薬の管理は看護師が行い、緊急の場合、必要に応じて看護師が投薬を行う。また、常備薬の在庫の管理は事業者と看護師が連携し行う。 	<p>(業務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常備薬の管理 <p>(業務内容の詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常備薬の管理は看護師が行う。また、常備薬の在庫の管理は事業者と看護師が連携し行う。